

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課					
基本施策	1 母子の健康づくり	総合計画書記載ページ	P32-35	氏名	長瀬 信子						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもが健やかに生まれ、心身ともに健康で安全に育つ環境が整っています。</li> <li>●妊娠、出産、子育てに関する理解が広がり、地域社会全体で妊婦・子育てを見守り支える環境が整っています。</li> <li>●関係機関や専門職との連携が図られ、虐待防止などのための体制が整っています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦メール相談、電話相談「おめでとうコール」、新生児訪問等の事業を行い、妊娠期から子育て期、特に育児不安になりやすい新生児期から乳児期において切れ目ない支援ができた。</li> <li>・乳幼児の健康診査の結果、支援が必要な親子には健診事後教室を始め、保育園から小学校まで巡回相談を実施し、関係機関と連携した支援ができた。</li> <li>・子育て支援、発達支援、虐待未然防止の各関係課と連絡会議を行い、防止に携わる関係課との調整会議を行い、情報を共有し施策を検討することができた。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値					目標値	算出根拠	
	母子保健サービスに満足している市民の割合	%	年度 H26	基準値 76.2	H25 -	H26 76.2	H27 -	H28 83.5	H29 88.6	H32 85.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 妊娠出産に向けた支援	妊婦健康診査受診率	100.0%(H26)	100.0%	100.0%	100.0%				◎	
	子育てにストレスを感じている市民	39.5%(H26)	36.5%	41.6%	27.5%					
① 妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発	若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、小中学校との連携や成人式などの機会を活用して、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割などについて普及・啓発に努めます。					曾野小学校の5年生の児童に、養護教諭と連携して命の授業を実施した。新成人には、飲酒・喫煙及び妊娠・出産の医学的適齢期に関するリーフレットを、婚姻届けを提出した夫婦には家族計画に関するリーフレットを配布し、正しい知識の普及、啓発を行った。		必要な時期に情報が提供できるよう、継続して周知に努める必要がある。	本人及び保護者へ向けた効果的な知識の普及、啓発の方法について検討していく。	○
② 妊娠を望む夫婦に対する支援	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費の助成を継続します。					不妊症と診断され、人工授精を受けた夫婦に対し、一般不妊治療費の助成を行った。助成事業については、婚姻届時のリーフレット配布や広報紙、ホームページに掲載して案内した。 少子化対策の一環として、経済的な負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境づくりができた。		情報が届くよう制度の周知をしていく必要がある。	継続して助成制度を実施していく。	◎
③ 妊娠初期からの健康管理の支援	妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時にかかりつけ医による定期的な妊婦健康診査の必要性の指導や、妊娠や子育てに関する知識の情報提供、妊婦の心身面の状況把握や相談支援を行います。					妊娠期には、14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、定期的な受診状況を確認した。 母子健康手帳交付時に助産師が妊娠や育児について健康教育を行うとともに、すべての妊婦と個別面談して相談支援を行った。面談によりハイリスクと判断した妊婦については個別支援計画に基づき、継続支援した。また、相談しやすい環境を提供するため、地区担当保健師や助産師の紹介や妊婦メール相談を実施した。 出産後は、平成29年度から産後健康診査受診票（1回分）を交付し、メンタルチェックを行い産科医療機関との連携を図った支援を充実させた。育児不安になりやすい産後2週間を目安に、すべての産婦に電話による育児支援（おめでとうコール）を、産後1か月頃には訪問指導で健康管理と子育ての支援を行った。 平成29年度から新たに産婦も対象にした妊産婦歯科健康診査を個別健診とし、受診しやすい体制を整えた。 妊娠から出産までの切れ目ない支援体制をとることができた。		国が打ち出している産前産後の支援サービスについて必要性、優先順位等を検討していく必要がある。	産前産後の支援サービスについて、ニーズを把握するとともに、先進地や他自治体の状況を研究していく。	◎
④ 妊娠期からの仲間づくりへの支援	妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止のために、母親教室等を通して妊婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、仲間づくりを支援します。					母子健康手帳交付時や乳児訪問時に、母親教室（対象：妊婦と生後3か月までの親子）やおでかけひよこ広場（子育て支援課）への参加を呼び掛けた。母親教室の参加者の		母親教室での交流の機会は妊娠期の支援として継続する必要がある。	妊娠期は就業している人が多く、仲間づくりが難しいため、個別支援に	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						うち、妊婦の参加者数は増加しているが、産婦の割合が約7割を占めている。 ツインズ交流会を開催し、双子等を妊娠または育児中の親子の交流と仲間づくりを支援した。 食の健康づくり推進員の活動として産後ママのランチセミナーを引き続き実施し、参加者同士の仲間づくりにつなげることができた。		重点を置いていく。	
⑤ 父親の子育てへの参加促進	父親の妊娠への理解と子育てへの参加促進のため、パパママセミナーや子育てに関する講座の開催と内容の充実を図ります。					パパママセミナーは、夫婦で参加しやすいように土・日曜日に実施し、夫婦の役割を考える機会として参加者同士で話し合う機会を持っている。 こどもの救命講習会は日曜日に開催しており、すべて夫婦での参加であった。	パパママセミナーは医療機関で、救命講習は他部署でも開催されているためか、参加者数が定員に満たない。	父親の育児参加を教室以外の方法でも啓発していく。	○
(2) 乳幼児期からの健康の保持・増進	乳幼児健康診査受診率	97.8%(H26)	98.5%	98.5%	100.0%				○
	3歳で虫歯がある子どもの割合	8.8%(H26)	13.2%	9.1%	10.0%				○
① 乳幼児健診とフォロー体制の充実	乳幼児の疾病や虫歯、障害や虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、未受診児や経過観察児とその親を対象として、関係機関と連携しながら個別相談を行うなど、フォロー体制の充実を図ります。					平成29年度は、平成28年度に利用の少なかった乳児健康診査受診票（乳児期2回）による医療機関健診を電話で受診勧奨し、受診率が向上した。 乳幼児健康診査を実施し、すべての対象児の身体及び精神発達を確認し、育児不安等に対する支援を行った。健診時には、保健師の他、助産師・栄養士・歯科衛生士・作業療法士・心理相談員に相談できる体制をとった。 健診事後教室を年齢別に実施した。 要支援者に対する巡回相談を保育園・幼稚園・小学校・児童館で実施し、職員等への支援を行った。平成29年度は関係機関と連絡会議を行い、切れ目のない支援体制を確認した。	子どもの成長に合わせて切れ目なく相談支援する関係課のさらなる連携が必要である。	継続的な支援体制について、関係課と検討していく。	◎
② 乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発	子どもが健やかに安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防・予防接種に関する情報提供を行うとともに、「こどもの救命講習会」を開催し、家庭での事故防止と事故時の対応の普及・啓発に努めます。					乳児訪問、乳幼児健康診査等において、乳幼児の疾病や予防接種、事故防止等の啓発をした。 こどもの救命講習会を実施し、対応方法について普及啓発した。	不慮の事故の発生動向は、横ばい状態である。引き続き、知識の普及、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、機会をとらえ普及啓発していく。	◎
③ 子どもの心と身体の健康づくりの推進	子どもの自尊感情と基礎体力の向上、健やかな成長発達のために、関係機関と連携し、幼少期からの親の関わり方とその重要性について啓発に努めます。また、学校や保健推進員、食生活改善推進員等と連携して、食育を通じた子どもの健全な身体づくりを支援していきます。					4か月児健康診査では、子育てネットワークによるミニ講座を実施し、子育ての心構え等を啓発した。 利用者支援会議を月1回開催し、子育て支援課と連携した子育て支援について検討した。また、子育て支援センターと連携し、のびのび子育て教室で1歳児の健やかな発育・発達のため子どもとのかかわり方を支援した。 平成29年度から1歳の誕生月にバースデーメッセージを送付し、健やかな成長発達のための知識の普及を行った。 食の健康づくり推進員活動では、産後ママのランチセミナーを、地区保健推進員活動では親子を対象とした食育教室を実施した。	支援を充実させるために、子どもの健康づくりに関連した事業に取り組んでいる部署や団体等との連携が必要である。	関係する部署や団体等と連携できることについて検討していく。	○
④ 親への健康教育の推進	将来的な疾病の予防に向けて幼少期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの日常生活習慣を確立するため、親への健康教育を推進します。また、母親自身の健康づくりのための各種健診の受診勧奨と生活習慣病の予防に対する意識の向上に努めます。					乳児訪問では、母親に女性のための健康ガイドを配布して母自身の健康管理について啓発支援した。 離乳食教室等において、生活習慣や食生活習慣の大切さを指導した。食の健康づくり推進員の協力を得て、母親教室における野菜の摂取を中心とした食生活指導や産後ママのランチセミナーを実施し、食育を推進した。 母親の健康管理のために、乳幼児健診や各教室等において、がん検診や健康診査等の受診を勧奨するとともに、ヤング健診やがん検診は、子どもを連れて来ても受診できることを周知した。	親自身が望ましい生活習慣ができていない状況がある。	子育ての知識に加え親自身の健康づくりに関する知識の普及・啓発を行っていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課					
基本施策	2 成人の健康づくり	総合計画書記載ページ	P36-39	氏名	長瀬 信子						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯を通して、市民が自ら健康づくりに取り組む環境が整っています。</li> <li>●心身ともに健康的な市民が増え、健康寿命が延びています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健幸都市宣言に係る懇話会等において、健幸都市宣言（案）を作成した。</li> <li>・健康づくり計画「健康いわくら21」（第2次）に基づき、健康づくり・生活習慣病予防等の事業を実施するとともに、保健推進員や食の健康づくり推進員の協力により、広く市民の健康づくりを支援することができた。</li> <li>・肺がん検診の個別検診及び歯科健康診査（65歳節目・妊産婦）の個別健診の実施により、けん診が受けやすい体制を整えることができた。</li> <li>・ポールウォーキングを推進するリーダーを養成し、地域での推進活動を支援することで、運動習慣の普及啓発を行うことができた。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値					目標値	算出根拠	
			年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29		H32
	定期的に健康診査を受けている市民の割合	%	H25	44.0	44.0	-	-	65.7	65.2		50.0
	生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合	%	H25	82.4	82.4	-	-	89.6	85.5	86.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 生活習慣病等予防対策の推進	国民健康保険加入者の各種がん検診受診率（平均）	27.0% (H26)	23.0%	23.0%	50.0%				○	
	生活習慣病予防教室参加者数	721人 (H26)	468人	661人	750人					
① 健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実	市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、広報紙、ホームページや地区ごとに開催する健康教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と内容の充実に努めます。特に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。					生活習慣病予防について各種教室を実施した他、広報紙、ホームページ、ほっと情報メール、保健センターだより、地区保健推進員活動などを通して、情報提供を行った。健康づくりのためにポールウォーキング推進事業、いきいきウォーキング事業、総合体育文化センターと連携した健幸チャレンジ教室を実施し、市民の健康維持増進に努めた。その他、ヤング健診や商工会健診時などで若い世代に簡単な体力チェック・口腔チェックを実施し、運動習慣づくりや歯周病予防を周知啓発した。地区保健推進員活動や乳幼児健診、乳児訪問等の機会に保護者へ健康診査の受診等について周知し、若い世代へ働きかけた。		若い世代の健康教室などへの参加が少ないため、啓発方法を検討する必要がある。若い世代が集まる機会をとらえ事業を実施する必要がある。	若い世代が集まる機会をとらえた実施方法を検討していく。	○
② がん検診・歯科健康診査等の充実	がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、がん検診の定員枠の拡大や、医療機関での個別検診の実施や若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進します。					がん検診のガイドブック（けん診ガイド）を作成し、公共施設や医療機関等に配布するとともに、ポスターの掲示やチラシを配布して、がん検診や歯科健康診査の周知拡大に努めた。けん診ガイドについては、平成28年度より、毎年内容を見直し、広報紙と同時に全戸配布するとともに、理美容組合の協力を得て、美容院・美容院に設置した。特定健康診査、肺がん検診、成人歯科健康診査を同日に受診できるように健診日を設定して実施した。女性対象の乳がん（エコー）・骨粗しょう症・子宮頸がん検診を同時に受診できるセット検診を設定し、さらにヤング健診も同日に実施し、受診しやすい環境を整備した。また、平成29年度からは肺がん・結核検診の個別検診を開始し、全てのがん検診が集団検診か個別検診を選択して受診できることになった。がん検診の啓発については、40歳に加え、新たに30歳・50歳に個別通知して啓発した。		がん検診において、若い世代の受診者が少ないため、検診の必要性の周知や受診勧奨をさらに進める必要がある。女性向けのセット検診は反響が高く、申込初日で定員に達したため、定員を増加する必要がある。利便性を高めるため同日に複数の健康診査を行っているが、歯科健康診査は受診者数が減少している。	引き続き、予防啓発や申込方法等、検診体制の見直しにより、受診しやすい体制を整備していく。歯科健康診査を働く若い世代も受診しやすいよう個別健診へ移行していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						市民の意向調査をするため、健康フェア講演会にてアンケートを実施し、アンケート結果を平成30年度のがん検診事業に反映させた。 歯周病および糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病予防歯科健康診査を引き続き実施した。 受診しやすい環境を提供するため、平成29年度から65歳節目歯科健康診査を個別健診としたことにより、受診率が14.3%で10.7ポイント増加した。			
③ 生活習慣の改善支援の充実	生活習慣病やその予備群の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組むための個別相談等の充実を図ります。また、妊婦や乳幼児健康診査等の機会をとらえ、若い世代からの歯周病予防などの啓発・推進を図ります。					生活習慣病予防のための講演会や食生活・運動習慣改善に向けた教室を実施した。保健師や栄養士等に気軽に相談できる機会として、月2回健康チェックの日を設け、健康習慣づくりを支援した。 健康診査後に保健指導を実施し、生活習慣改善のための個別指導を行った。国民健康保険加入者の特定保健指導や健診事後教室として健幸チャレンジ教室を実施し、個別指導や生活習慣改善の実践的な支援を行った。特定保健指導の利用者は減少傾向にある。 若い世代から歯周病予防に取り組めるように2歳6か月児親子歯科健康診査や成人・40歳節目歯科健康診査を実施するとともに、新たに妊産婦歯科健康診査を個別健診として開始し、受診者が大幅に増加した。	特定保健指導の利用者は減少しているため、特定保健指導の未利用者に対する対策を強化する必要がある。 歯科健康診査の結果、歯周病の要精検者が多いため、精密検査の受診結果を把握していく必要がある。	特定保健指導の利用率向上に向けて、制度改正に合わせ関係部署と検討していく。 若い世代の人が歯科健康診査を受診しやすい環境を整えるため、個別健診の拡大と精密検査の受診結果を把握していく。	○
(2) 健康づくりのための環境づくり	保健推進員や食生活改善推進員の活動への参加者数	10,832人(H26)	9,786人	8,413人	12,000人				○
① 健康づくり推進のための体制づくり	市民の主体的な健康づくり支援を効果的、かつ、きめ細やかに進めるために関係部署の連携体制をさらに強化し地域で支える健康づくりの普及啓発を推進します。					健康長寿社会の実現のために、市民委員を含む健幸都市宣言に係る懇話会等において健幸都市宣言について検討し、宣言文の素案を作成した。 食の健康づくり推進員活動では、商工農政課、JA愛知北岩倉支店、産直センターと連携して、「季節の野菜料理プラス1品集」の配布と新たに協働料理教室を実施した。 地域職域連携事業として、商工会の健康診断時に、体力チェックを実施し、運動習慣づくりの必要性等の普及啓発を行うことができた。 総合体育文化センターと生涯学習課と連携して、体力チェックを実施し運動習慣づくりを推進した。 健康マイレージ事業では、市内の企業に事業参加を呼びかけて、関係部署と連携・協力して事業を実施した。 連携機関を拡大し事業を実施することで、新たな参加者が増えた。	健幸都市宣言後の周知啓発方法や健康づくりの取り組みについて懇話会等で検討する必要がある。 連携を広げることで幅広く市民へ健康づくりの啓発ができたため、今後も関係部署や協力団体等との連携を拡大するとともに、健康に関連した取り組みの情報を収集し、より効果的に健康づくりを支援していく必要がある。	引き続き、健康づくりに関係する団体や関係部署等と連携し、効果的な取り組みを検討していく。	◎
② 地域における健康づくり活動の推進	市民の健康づくりや健康的な食生活への取り組みを推進するため、保健推進員や食生活改善推進員とともに活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動を支援します。また、老人クラブや民生委員・児童委員等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり事業を推進します。					地区保健推進員活動の支援や老人クラブを始め、各種団体に対し健康講座の講師として職員を派遣し、健康づくりの普及を行った。 食の健康づくり推進員活動では、「季節の野菜料理プラス1品集」(第3弾)の作成、栄養教室や健康フェアで野菜摂取量の促進等に関する普及啓発活動の支援を行った。 ポールウォーキング推進事業では、推進隊リーダーを支援し、週1回の五条川ポールウォーキングとイベントも回数を増やして実施した。 いきいきウォーキング事業では、自主グループの活動を支援し、週1回の五条川ウォーキングを2会場とイベントを実施し、運動習慣の場を継続して作る事ができた。	地区保健推進員活動の参加者数が減少傾向にあるため、地域への周知啓発を行うとともに、各団体と連携した活動を行っていく必要がある。	地域への周知啓発を行うとともに、各団体と連携して活動していく。	○
(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	60歳以上で1日30分以上歩く人の割合(市民アンケート)	33.4%(H26)	34.0%	34.5%	40.0%				○
	治療目的以外に定期的に歯科の健康診査を受けている市民の割合	38.1%(H26)	44.3%	47.9%	34.5%				

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	介護予防教室参加者数	393人(H26)	307人	115人	510人					
① 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	いつまでも要介護状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防教室の開催、ウォーキング事業の充実など、総合的な高齢者・中高年の健康づくりを推進します。また、65歳節目歯科健康診査時には、歯周病予防とともに介護予防のための支援を推進します。					平成29年度から制度改正に合わせ対象者と内容を変更し、運動機能・栄養・口腔機能を含めた総合的な介護予防教室を3教室実施した。 また、地域で活動する団体等へも高齢者の健康づくり・介護予防の健康教育を実施した。 ポールウォーキング推進隊やいきいきウォーキンググループの自主活動を支援し、高齢者に運動の機会を提供した。 65歳節目歯科健康診査の個別通知に新たにリーフレットを同封し、介護予防に関する情報を提供した。		介護予防事業については、対象者の変更や周知方法の変更により、参加者が減少した。関係課や地域包括支援センター、地域で活動する団体等と連携した取り組みが必要である。	介護予防教室の内容などを検討し、地域で活動する団体等と連携した事業を検討していく。 高齢者が受診する健診の機会をとらえ介護予防の周知・啓発を行っている。	○
(4) こころの健康づくりの推進	ストレスを解消する方法を持っている人の割合	61.9%(H26)	65.4%	64.5%	70.0%				◎	
	こころの健康教室参加者数	212人(H26)	203人	211人	180人					
① こころの健康づくり知識の普及・啓発	こころの健康を保つことができるよう、また、こころに問題を抱える人への理解が深まるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性など、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。					こころの健康講座の開催、ホームページ等による知識の普及啓発を行った。 また地区保健推進員活動でも、こころの健康をテーマにした教室を実施した。		広く普及啓発をしていくためには、世代に合わせた啓発の取り組みを進めていく必要がある。	啓発方法や教室の実施内容を検討していく。	◎
② こころの相談体制の充実	過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。					毎月1回臨床心理士によるこころの健康相談を実施した。健康チェックの日や面接・電話相談では、保健師が相談を担当し、必要に応じて、病院や保健所、関係機関等と連携するなどし、希望者が相談できる体制となっている。 妊娠時は、妊娠届出時の面談により、精神面で支援の必要な妊婦に対して支援計画を作成して継続支援している。 出産後は、産科医療機関との連携を図った支援を充実させた。		関係機関等と連携した支援体制を維持していく。	引き続き、関係機関等との連携体制をとっていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課					
基本施策	3 医療・感染症予防	総合計画書記載ページ	P40-42	氏名	長瀬 信子						
施策がめざす 将来の姿	●日常的な健康管理や身近に受診できる「かかりつけ医」があります。		基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・災害時の備えや食事等について、4か月児健診や地区保健推進員活動等を通して普及啓発に取り組むことができた。 ・BCP 訓練等により、健康班の活動についてマニュアルを見直し職員で共有できた。 ・感染症等の予防を啓発するため広報紙等で情報提供を行うとともに、BCG ワクチン接種を個別接種として実施し、市民の利便性の向上につながった。 ・県が実施する新型インフルエンザ等対策総合訓練（情報伝達訓練）を実施するとともに、新型インフルエンザ等発生時における地域集団接種の協力（日時・人員等）について、岩倉市医師会と協議した。							
	●必要な予防接種を安全に安心して受けられる体制が整っています。										
	●感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値					目標値	算出根拠	
	医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる
			H25	73.4	73.4	-	-	83.7	80.1	77.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 医療体制の充実	休日急病診療所を知っている市民の割合	90.7% (H26)	88.6%	85.9%	98.0%				○	
	かかりつけ医を持っている市民の割合	62.9% (H26)	64.9%	63.3%	80.0%					
① 市民に分かりやすい医療情報の提供	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適正な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提供するように努めます。					広報紙、ホームページ等を活用して、医療情報の提供やかかりつけ医の必要性について啓発した。また、転入時等に市内医療機関マップを配布した。 けん診ガイドを作成し、広報紙と同時に全戸配布するとともに、保健事業や地区保健推進員活動等でも配布した。 ホームページに休日急病診療所の当番医表を掲載している。		近隣市町の医療機関情報の提供等について検討する必要がある。	引き続き、的確で分かりやすい医療情報の提供に努める。	○
② 休日・夜間救急医療体制の維持・充実	市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。					近隣市町と連携して、第2次救急医療を行う医療機関や小児救急医療の確保に努めた。 年末年始の当番医制による休日歯科診療の運営費を補助している。		診療所が開設されて43年経過しており、施設の老朽化に伴い、適切な維持管理が必要である。	今後も、救急医療体制の維持充実や近隣市町との連携に努める。 引き続き、施設の計画的な維持管理に努める。	○
③ 災害時に備えた保健予防の充実	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。					4か月児健康診査の集団指導時にリーフレットを配布し、災害時の備えについて説明している。 地区保健推進員活動として、災害時の食事や備え、防災教育を3回実施し普及に努めた。 職員の防災訓練及びBCP訓練により、災害時の保健活動情報の収集や伝達をシュミレーションした。 県と、保健師の派遣要請のための災害時情報伝達訓練を実施した。 災害時等の保健活動に迅速に対応するため、保健活動に必要な物品等を補充した。		災害時に誰もが迅速・的確に対応できるよう災害時保健活動マニュアルを定期的に見直していく必要がある。 災害時に備え、保健活動のシュミレーション訓練を繰り返し実施し、継続的に職員の意識の向上を図っていく必要がある。	定期的に、災害時保健活動マニュアルを見直していく。 職員の訓練や研修等を実施していく。	○
(2) 感染症対策の推進	予防接種の接種率（四種混合、麻しん・風しん混合、BCG）	96.6% (H26)	97.6%	100%	98.0%				○	
① 感染症予防の啓発	感染症に対して、市民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めます。エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙、ホームページ等で正しい知識の普及を図ります。					感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、保健センター事業での健康教育とともに広報紙、ホームページ、保健センターだより、ほっと情報メール等を利用し周知した。 また、医療機関へポスター、チラシを配布した。		新たな感染症等が発生した場合に迅速な対応ができるよう、平常時から情報収集に努める必要がある。	新たな感染症等が発生した場合も迅速に情報提供できるよう、平常時から情報収集に努めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
② 予防接種の充実	<p>予防接種に対する意識向上のため、予防接種の有効性や安全性などについての正しい知識の普及と情報提供に努めます。また、広域による予防接種の充実など接種しやすい体制を整えるとともに、予防接種の費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなど、予防接種の充実に努めます。</p>				<p>平成28年度からは全ての定期予防接種が愛知県広域予防接種として実施できるようになっている。</p> <p>市民の利便性を向上するため、これまで集団接種していたBCGワクチン接種を、平成29年4月から個別化した。</p> <p>生後2か月頃に予防接種の予診票綴と説明案内を個別通知し、乳幼児健康診査等においては、予防接種歴を確認し、未接種者への接種勧奨を行った。</p> <p>二種混合ワクチン接種、日本脳炎予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種（定期）の個別通知及び、麻しん風しん混合予防接種2期末接種者への接種勧奨を行った。</p> <p>65歳以上を対象に、高齢者肺炎球菌の任意接種の助成を行った。</p> <p>平成29年度は、インフルエンザワクチンが不足したため、インフルエンザ予防接種の実施可能な市内医療機関を逐次把握し、市民への情報提供に努めた。</p>		<p>予防接種については情報収集を行い、常に最新の情報を発信していく。</p>	<p>引き続き、予防接種法の改正に合わせ適宜対応し、知識の普及と情報提供に努める。</p>	○
③ 新型インフルエンザ等対策の充実	<p>新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練の実施に努めます。</p>				<p>県が実施する新型インフルエンザ等対策総合訓練（情報伝達訓練）を危機管理課と連携して実施した。</p> <p>また、新型インフルエンザ等発生時における小学校区単位で実施する地域集団接種の協力（日時・人員等）について、岩倉市医師会と協議した。</p>		<p>岩倉市医師会には、概ね了承を得られたが、医師会を含めた対応を検討していく必要がある。</p>	<p>新型インフルエンザ等の対策について、継続的に訓練を実施するとともに、マニュアルや体制作りを検討していく。</p>	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち			節	第2節 市民福祉					責任者	所属	長寿介護課	
基本施策	1 高齢者福祉・介護保険			総合計画書記載ページ	P43-47					氏名	原 咲子		
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持って充実した毎日を送っています。</li> <li>●介護保険制度などの公的なサービスと地域の支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになっています。</li> </ul>			基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくるための事業や施策を実施できている。</li> <li>・平成30年度開設の2市2町の権利擁護支援センターの設置に向け、協定を締結し、高齢者の権利擁護についての相談・支援体制の強化を図った。</li> <li>・高齢福祉・介護保険財政の健全な運営を図るため、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定した。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標			単位	基準値					現状値		目標値	算出根拠
	介護保険サービスなど的高齢者福祉に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる
					H25	78.3	78.3	-	-	80.5	78.5	80.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 健康・生きがいづくりの推進	老人クラブ会員数	3,456人(H26)	3,047人	2,901人	4,000人				○	
	シルバー人材センター登録者数	335人(H26)	330人	319人	400人					
① 高齢者の介護予防・健康づくり支援	「成人の健康づくり」の再掲 (P38)									
② 高齢者の生きがいづくりの支援	高齢者の生涯学習活動を支援するため、生涯学習・スポーツ講座等の充実を図ります。また、その活動拠点として、多世代交流センター・老人憩いの家の運営に努めるとともに、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。				生涯学習・スポーツ講座として、多世代交流センターさくらの家で半期ごとに自主企画講座等を開催している。平成29年度は、高齢者と放課後児童クラブの児童との交流を夏休み期間に2回行った。フォークダンスや太極拳と一緒に楽しく練習した。			多世代交流センターさくらの家や南部老人憩いの家以外の施設に関しては、高齢者の利用促進を行っておらず、関係課と調整が必要である。	引き続き、高齢者の生きがいづくりを支援していく。	○
③ 老人クラブなど団体の育成・支援	高齢者の地域社会への貢献活動や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの活動支援や、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。				岩倉市老人クラブ連合会に対して補助金により支援を行い、また、会議、各種イベントに対して、運営支援を行うことにより、高齢者の自主的な団体の育成・支援ができています。平成25年度から介護事業所でのボランティア活動を行う仕組みとして、いきいき介護サポーター事業を実施している。平成29年度は36名のいきいき介護サポーターの登録があり、高齢者の社会参加・社会貢献の支援に繋がっている。			老人クラブの新規加入者、会員数、地域単位クラブ数が減少している。新規会員の加入、時代に即した魅力ある運営等、活性化の支援が課題である。	引き続き、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めていく。	○
④ 就労機会の充実	高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に情報を提供するために、ハローワークなど関係機関と連携し、パンフレット等を窓口を設置するなど情報提供に努めます。				岩倉市シルバー人材センターに対して補助金により支援を行っている。また、広報紙を利用したシルバー人材センターの会員募集を行っている。			シルバー人材センター登録者数がほぼ横ばいとなっている。また、ハローワークなどと連携した情報提供が必要である。	引き続き、就労を希望する高齢者に情報提供していく。	○
(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり	認知症サポーター養成講座受講者数	4,646人(H26)	5,999人	6,658人	8,000人				○	
① 高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚	高齢者や認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、いわくら認知症ケアアドバイザー会と連携し、認知症サポーター養成講座等を実施するなど、地域における高齢者や認知症に関する講座の開催など学習機会や、学校などと連携して子どもが高齢者と交流する機会の拡充に努めます。				認知症に関する地域の支援力向上を図るため、平成25年度から徘徊高齢者等捜索模擬訓練を実施していたが、平成28年度からは認知症勉強会及び声かけ訓練として実施している。平成29年度は泉町で認知症勉強会及び声かけ訓練を実施し、26人の参加があった。また、認知症に対する正しい知識、偏見をなくすための周知啓発活動として、いわくら認知症ケアアドバイザー会が、小学校等で認知症サポーター養成講座を開催している。			認知症勉強会及び声かけ訓練に関しては、平成29年度は地域の高齢化率が高い泉町で開催したが、次年度以降は、地域課題を把握し、どのように実施するか、開催内容等についても検討する必要がある。また、認知症サポーターを今後どのように活用していくかが課題。	引き続き、高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚に努めていく。訓練の手法についても検討しながら進めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						多世代交流イベントとして、さくらの家まつりや臨時開館を実施し、交流する機会を創出している。				
② 高齢者の地域における交流促進	高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、多世代交流センターや老人憩の家などの活用促進、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン※活動支援など、地域における交流の場の充実に努めます。					多世代交流センターさくらの家や南部老人憩の家では、様々な講座の実施や風呂を無料で利用できることにより、毎日集える施設になっている。 また、地域における交流の場として、社会福祉協議会の支会ごとのふれあい・いきいきサロン活動に加え、地区での開催として地区ふれあい・いきいきサロン活動を実施しており、平成29年度は10地区で実施している。		サロン活動の充実により、交流の機会を増やすことが必要である。	引き続き、地域における高齢者の交流の場の充実に努めていく。	○
③ 高齢者の権利擁護・虐待防止	高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、広く市民に虐待に関する知識の普及・啓発を行うとともに、ケアマネジャーなどの関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。					高齢者詐欺などに関して、広報紙を通じ注意喚起を行っている。 成年後見制度等も広報紙を利用し周知・啓発を行っている。 虐待通報があった際は、早急に事実確認を行い、ケアマネジャー等との適切な対応ができるように努めた。 平成30年4月に尾張北部権利擁護支援センターが開設されるため、連携強化に努めている。		詐欺や虐待の被害を最小限に食い止めるかが課題である。	引き続き、必要な場合に関係機関に迅速につなげるにより早期対応に努めていく。 平成30年7月から本格化する尾張北部権利擁護支援センターについて周知していく。	○
④ 高齢者の生活支援サービスの充実	高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成などをニーズに合わせて見直ししながら充実に努めます。					ひとり暮らし高齢者等を対象として安心して日常生活を送ることができるよう緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成、救命ボタン等の事業を実施している。 また、平成29年度にすこやかタクシー料金助成の乗降介助が必要な人への助成を拡大し、救命ボタンの配布もひとり暮らし老人、高齢者世帯等の一定の年齢の人へ渡していたが、年齢に関係なく障害や病気等で希望する人へと対象者を拡大した。		生活支援のサービスの対象になりうるのに、その情報を知らないため利用できていないということが起こらないよう、必要なサービスや制度の周知に努めることが課題である。	生活支援のサービス内容を見直しながら引き続き、高齢者が安心して日常生活を送ることができるように努めていく。	○
(3) 高齢者を支える体制の充実	ひとり暮らし高齢者等の実態把握調査実施件数	1,597件(H26)	2,372件	2,898件	2,500件					○
	見守りをするひとり暮らし高齢者等の数	584世帯(H26)	598世帯	627世帯	700世帯					○
① 地域包括支援センターの体制強化	高齢者の総合的な相談・支援を担う地域包括支援センターについては、2か所目となる地域包括支援センターを新たに設置し、一層の体制・機能強化を図ります。また、介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議等により保健・医療・福祉・介護など関係者の連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。					平成28年度に南部中学校圏域に岩倉東部地域包括支援センターを設置し、高齢者への相談・支援の体制・機能強化を図った。 保健・医療・福祉・介護などによる地域ケア会議を開催し、支援困難なケースなどの検討をし、多職種の連携を図った。 高齢者の見守りを行政区単位で行うための小地域ケア・ネットワーク会議を開催し、ネットワークの推進に努めた。		保健・医療・福祉・介護などの連携について、連携に向けたネットワークの充実に努めることが課題である。	地域包括支援センターや地域の関係者等との情報共有などにより、連携体制の強化に努めていく。 権利擁護に関する相談体制を強化していく。 平成30年度に尾張北部権利擁護支援センターが設置されるため連携を強化する。	○
② 地域における見守り・支援体制づくり	高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。また、支援が必要な高齢者の情報が、市や地域包括支援センターなどの関係機関へ迅速に伝わるシステムを構築します。					地域包括支援センターの高齢者実態把握により高齢者の在宅支援に努めている。 それに加え、民生委員や給食サービスによる見守りも行っており、高齢者を多角的に見守る体制となっている。また、岩倉団地の見守りサポート隊との情報交換会を実施している。 市内の新開販売店、郵便局、金融機関と高齢者の見守り協定を締結しており、平成29年度は3つの生活協同組合と中日本高速道路会社と新たに協定を締結した。 支え合いマップの作成に代わるものとして、泉町地区で、認知症勉強会及び声かけ訓練を実施した。		見守り活動の進んでいる地区にならない、他の地区への働きかけや市内全体での見守り活動を促進していくことが課題である。 支え合いマップの作成は、地区の代表者が集まって、話し合うことが困難で、課題が解決されていない状況のため、今後は、認知症勉強会及び声かけ訓練として各地に広めていく必要がある。	きめ細やかな見守り・支援の方法は多種多様であり、地域性を考慮しながら、進めていく。	○
(4) 介護保険事業の充実	地域密着型サービス事業所数	6事業所(H26)	11事業所	10事業所	9事業所					○
① 介護サービスの充実	必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの利用者の意向や動向の把握に努め、地域密着型サービスなど介護サービスの充実を図ります。また、介護保険制度の改正による新たなサービスや事業に関して、調査・研究を行い、適切					高齢福祉・介護保険財政の健全な運営を図るため、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定した。 関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・		特別養護老人ホーム等における受け入れ態勢の拡充にあたって、施設職員の確保が課題となっている。	第7期介護保険事業計画で目標とした、介護予防と重度化防止を推進し	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
	なサービス等の提供に努めます。				<p>介護を提供するための「岩倉市在宅医療・介護サポートセンター」の開設に向けた検討を進めた。</p> <p>平成29年4月から、「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、介護サービスを必要とする人に迅速にサービスが提供できるように要介護認定だけでなく、基本チェックリストを実施し、サービス利用につないだ。</p> <p>在宅医療と介護を一体的に提供するために地域の医療・介護関係者間の情報共有に対する支援として、ICT（情報通信技術）による在宅医療連携システム「岩倉のんぼりネット」を導入し、多職種で情報共有できる仕組みを整備した。</p> <p>生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託し、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要な生活支援や介護予防サービスのコーディネート機能の充実を図った。</p>		「岩倉のんぼりネット」を運営していくにあたって、より効果的な活用方法を研究していく必要がある。	「岩倉のんぼりネット」のより効果的な活用方法を検討するとともに利用者の増加に努める。	
② 介護保険財政の健全な運営	介護保険制度の安定的な運営を確保するため、ケアプランの点検などの介護給付適正化事業に取り組みます。また、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者保健福祉計画等推進委員会による計画の進行管理を行い、介護保険財政の健全化に努めます。				介護給付適正化事業主要5項目(1)認定調査状況チェック(2)ケアプランの点検(3)住宅改修等の点検(4)「医療情報との突合」・「縦覧点検」(5)介護給付費通知を実施し、また、第6期介護保険事業計画の最終年度として、介護保険財政の適正化を図った。		特になし。	介護保険財政の安定的な運営や、適正な介護給付のため、介護給付適正化事業を引き続き実施していく。	◎
③ 介護保険制度の周知と相談体制の充実	介護保険制度についての理解を促進するために、新しい被保険者などを対象に幅広く制度の周知を行い、介護サービスが適切に利用されるように努めます。また、市や地域包括支援センターにおいて高齢者の様々な相談に対応するとともに、家族介護者への支援が行えるように体制の充実を図ります。				65歳になる人を対象に介護保険制度を知ってもらう機会として、介護保険制度の説明会を健康課、地域包括支援センターと協力して2回実施した。		介護保険の制度改正に対応するため、改正内容も含め分かりやすく周知する必要がある。	介護予防・日常生活支援総合事業の開始や負担割合の見直しなど、頻繁に制度改正が行われることから、広報紙等への掲載や説明会の開催を通して市民周知を図るとともに、複雑多岐に渡る介護サービスの中から必要な情報を的確に伝えるために相談体制の充実に努める。	○
④ 介護サービス事業所の質の向上	介護サービス事業所の質の向上を図るため、指導監督権限を有する市が地域密着型サービス事業所の指導、監査を行います。また、介護サービス事業所の第三者機関による外部評価結果の活用や介護相談員の派遣事業を行います。				平成29年度は、市内の地域密着型サービス事業所に対し、集団指導会を1回実施し介護保険制度の改正における留意点などの周知を図った。また、認知症対応型共同生活介護4か所に実地指導を行い、事業所の資質の向上に努めた。		平成30年度から居宅介護支援事業所の指導監督権限が市へ移譲されるため、適切に指導・監査を実施していく必要がある。また、市が指定権限を有する事業所の数と種類が増えたこともあり、指導監督を担当する職員のスキルアップが必要。	引き続き、事業所への集団指導や実地指導について、事業者が実施している第三者機関による外部評価結果を有効活用するなど、実施方法の見直しをしながら指導を進めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち			節	第2節 市民福祉					責任者	所属	子育て支援課	
基本施策	2 子育て・子育て支援			総合計画書記載ページ	P48-52					氏名	西井上 剛		
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や子育てに関わる機関が連携し、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまじになっています。</li> <li>●すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動しています。</li> </ul>			<p>基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しとして、推計児童数から保育のニーズ量の見込みについて見直しを行い、平成30年度から認定こども園及び私立保育園において、1歳児と2歳児で合わせて20人の定員の拡大を行うこととした。</li> <li>・放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な運用の試行について、生涯学習課と子育て支援課で平日の実施や運営方法を検討し、岩倉南小学校で7月に平日5日間、3月に平日3日間実施した。</li> <li>・五条川小学校において放課後児童クラブ施設を整備し、平成30年度から対象学年を小学校6年生まで拡大し定員80人を受け入れる準備を行った。</li> <li>・新たに、地域の身近な場所を利用して、子育て中のパパ・ママが赤ちゃんを連れて、自由に参加できる交流の場として、おでかけひよこ広場をさくらの家、ポプラの家、くすのきの家、第三児童館で実施した。</li> <li>・子ども行動計画の最終年度のため、計画に基づき実施できた事業の継続・拡充・見直し、未実施の事業の検討を行い、新たな子ども行動計画（計画期間：2018（平成30）年度～2022（平成34）年度）を策定した。</li> <li>・地域の子どもたちが利用しやすいように野寄町の児童遊園を拡張した。</li> </ul>									
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値				目標値	算出根拠	
					年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29		H32
	幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合			%	H25	24.0	24.0	-	-	39.2	37.5		40.0
子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合			%	H25	74.3	74.3	-	-	83.1	82.6	77.0	・市民意向調査、市民アンケートによる	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 保育サービス等の充実	3歳未満児保育の受入児童数	197人(H26)	249人	277人	280人					◎	
	保育園の耐震化率	100.0%(H26)	100.0%	100.0%	100.0%						
① 保育サービスの充実	要望の高い0歳児保育の定員拡大を図るための小規模保育事業所の開設や、保護者の利便性を高めるための保育園送迎ステーションなど、新たな事業に取り組むとともに、一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に、引き続き努めます。また、公立保育園と私立の保育園・認定こども園における、保育の適切な利用調整の実施や交流を推進します。					<p>社会福祉法人等に運営や車両運行を委託し小規模保育事業所こどものまち保育園（0歳児：定員9名）と保育園送迎ステーションを実施している。</p> <p>一時保育については、私立子どもの庭保育園に業務委託を実施（定員10人）、東部保育園においてリフレッシュ保育（定員6人）を実施している。</p> <p>病児保育については、市内の医療機関に業務委託し実施しているとともに現在委託している小児科医院の休診日の対応として別の施設や市外の施設の利用について検討を行った。</p> <p>休日保育については、下寺保育園において実施している。</p> <p>公立保育園と私立幼稚園・認定こども園が連携を深めるため各園ごとに交流を行った。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しとして、推計児童数から保育のニーズ量の見込みについて見直しを行い、平成30年度から認定こども園及び私立保育園において、1歳児と2歳児で合わせて20人の定員の拡大を行うこととした。</p>			3歳未満児について、保育ニーズは依然高い状態にあり、また、年度途中の入園の要望もあることから、さらなる受け入れ枠の拡大が必要である。	引き続き、多様な保育ニーズに応えるため、民間事業者との連携・協力を強化していく。	◎
② 保育施設の充実	保育環境の向上のための幼児室への空調機の増設や、老朽化している施設について					空調設備の老朽化と保育環境の向上のための機器更新			引き続き、公立保育園適正配置方針を検	平成30年度には、公立	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	て、計画的な改修に努めます。					と幼児室への拡充を、平成29年度に北部保育園に整備し、すべての園で完了した。 施設の今後のあり方について、新たに懇話会を設置し、有識者や保護者、園長、認定こども園の代表から意見を聞きながら適正配置方針について検討を行った。		討する必要がある。	保育園適正配置方針を策定し、公共施設再配置計画に反映させ、それに沿って計画的な整備を行っていく。	
③ 放課後児童健全育成の充実	子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、小学校6年生までの受入れを、順次、可能な学年から進めるとともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との連携の研究に取り組みます。					岩倉南小学校放課後児童クラブと岩倉東小学校放課後児童クラブについて6年生まで受け入れ、学校内で実施した。 小学校内に放課後児童クラブが移ったことにより、放課後子ども教室に行きやすい環境ができた。また、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な運用の試行について、生涯学習課と子育て支援課で平日の実施や運営方法を検討し、岩倉南小学校において一体的な運用を7月に平日5日間、3月に平日3日間実施した。 学校休業日及び土曜日に午前7時30分から午前8時までの時間帯を延長保育時間として実施した。 五条川小学校において放課後児童クラブ施設を整備し、平成30年度から対象学年を小学校6年生まで拡大し定員80人を受け入れる準備を行った。 岩倉北小学校及び曾野小学校の小学校内における放課後児童クラブの実施について検討した。		引き続き、岩倉北小学校及び曾野小学校の校舎内、または敷地内への放課後児童クラブの整備について、小学校6年生までの学年拡大とともに検討していく必要がある。	引き続き、小学校内へ実施場所を変更した放課後児童クラブから順に、放課後子ども教室との一体的な活動をしながら実施していく。 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施を図るため、小学校区ごとに運営委員会を設置し、将来的には全小学校区の運営委員会の代表からなる（仮称）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室連絡協議会の設置を目指す。	◎
(2) 地域の子育て支援体制の充実	子育て支援施設利用者数	10,036人(H26)	13,918人	12,329人	13,000人					◎
	ファミリー・サポート・センター会員数	299人(H26)	311人	333人	330人					
① 子育て支援拠点施設の充実	乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場として設置している子育て支援センターや、他世代交流センターさくらの家、生涯学習センターの子どもルーム、認定こども園などの子育て支援施設が連携し、地域の居場所づくりを進めます。					子育て支援センターにおいて、親子の交流促進を図るためにここのフロアや、おもちゃではまだ遊べない赤ちゃんとお母さんの交流の場としてのひよこ広場、飲食のできる場として毎週火、木曜日にランチルームを実施した。 多世代交流センターさくらの家、生涯学習センターの子どもルーム、東部保育園内の子ども絵本図書室で読み聞かせを実施した。 平成29年度に新たに、地域の身近な場所を利用して、子育て中のパパ・ママが赤ちゃんを連れて、自由に参加できる交流の場として、おでかけひよこ広場をさくらの家、ポプラの家、くすのきの家、第三児童館で実施した。 子育て情報をカレンダー式で見やすくまとめ、毎月、各施設に配布し周知に努めた。		特になし。	おでかけひよこ広場について、利用者が集まりやすいように周知をしていく。	◎
② 相談支援体制の充実	保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、保健センターや保育園、幼稚園、児童館、子育て支援施設などが連携して、気軽に相談できる体制づくりと子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。					子育て支援センターでは、育児相談を実施しており、定期的に栄養士・保健師が相談に当たっている。 保健センターでは、乳幼児健康相談や子ども発達相談などを実施している。 保育園では、園児の送迎時等の機会に必要な応じて保護者からの相談を受けている。 児童館では、身近に相談できる窓口として「じどうかなないろそうだんしつ」を設置している。相談事例が複数の部署に関わる場合は連携を取り対応した。 子育てに関する情報を「ほっと情報メール」で毎月配信している。 子育て支援センターの利用者支援員が、各機関と連携しながら相談を受けることが出来た。		特になし。	子育て支援施設における相談について、各施設・機能の一体的な市民周知に努める。 引き続き相談を受ける側として職員研修等による質の向上を図るとともに、支援に関しての市民周知に努める。 相談体制の拡充を図るため、平成30年度から利用者支援員を子育て支援センター専任として配置し、各機関と連携を図っていく。	◎
③ 地域ぐるみの子育て支援体制づくり	地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリ					ファミリー・サポート・センター事業では、依頼会員及び援助会員が増加した。さらなる制度の周知や会員相互の		ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員より依頼会員の方が多いため、	引き続き、地域ぐるみで子育てができる環境づ	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	一・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル、子育てボランティアの育成など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。					<p>交流の促進のため、会員及び未登録の人を集め交流会を実施した。</p> <p>子育て支援センターでは、子育てサークルの自主的な活動を支援するとともに、各児童館においても、幼児クラブを母親が中心となって運営活動している。</p> <p>児童館では、児童館母親クラブやいわくら塾などの地域の団体や人材の協力を得ながら児童館行事を実施している。</p>		<p>援助会員の登録拡大に向けて、市民周知を図るとともに、依頼会員から援助会員・両方会員へ移行を促進し、互助組織としていく取組が必要である。</p> <p>子育てサークル活動が、身近なところでの子育て支援と市民の自主的な活動となるため、サークルの立ち上げ促進や活動支援を行っていく必要がある。</p>	<p>くりの充実に努めている。</p>	
(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	児童館利用者数(7館平均)	1,986人(H26)	1,899人	1,706人	2,000人				◎	
① 子どもに関わる行動計画の推進	子ども行動計画に基づき、子どものための居場所づくりや施設の活用など、具体的な施策を推進します。					<p>子どもの参加を促すために、岩倉子どものまち事業として、子どもたちが主体になってまちを運営し社会生活を疑似体験する企画「にこにこシティ いわくら」を継続して実施した。(8年継続)</p> <p>第一・第三・第四・第五児童館において、年間を通して中学生専用タイムを設け、中学生が児童館を利用しやすい環境づくりに努めた。</p> <p>第四児童館において、日常的に小学生から高校生までの世代が利用できるように、学習スペースを設けたり、ボードゲームが体験できる事業を実施するなどした。また、中学生事業(リアル人生ゲーム)を実施し23名の参加があった。</p> <p>平成29年度は子ども行動計画の最終年度のため、計画に基づき実施できた事業の継続・拡充・見直し、未実施の事業の検討を行い、新たな子ども行動計画(計画期間:2018(平成30)年度～2022(平成34)年度)を策定した。</p>		特になし。	<p>新たな子ども行動計画(計画期間:2018(平成30)年度～2022(平成34)年度)に基づき、事業を実施していく。</p>	◎
② 子どもを育む活動の支援体制づくり	子ども会活動やボランティア活動などをはじめとして、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる仕組みをつくるよう努めます。					<p>児童館を通して、地域ごと子ども会活動や岩倉市子ども会連絡協議会の運営を事務局として支援した。</p> <p>移動児童館事業として、児童館への利便性が比較的良好な北島地区の地域に出かけ、単位子ども会の活動を支援した。</p>		<p>児童人口減少と役員の成り手不足により、子ども会会員の減少、単位子ども会が合併や解散となる傾向が見られるため、存続に向け支援する必要がある。</p>	<p>子ども会の育成者としての人材を親だけでなく、広く地域に求め、存続に努める。</p>	○
③ 児童館活動・施設の充実	遊びを通じて子どもたちに様々な体験を与える活動を行うとともに、多世代交流など地域の人たちとの関わりを深め、児童館の身近な地域の施設としての役割を充実します。特に、中高生の居場所としての活用が図れるように検討を進めます。					<p>地域の老人クラブや民生委員・母親クラブ・語り部の会など、市民団体の協力を得て、「多世代交流事業」「平和を考える会」「おこしものづくり」「百人一首大会」などを実施した。</p> <p>子ども行動計画に基づく中高生事業として、岩倉総合高校の美術部生徒及び「こども文化」の授業を履修している生徒と連携し、生徒主体で小学生や幼児親子との交流事業を継続して実施した。</p>		<p>放課後児童クラブの小学校内への移転に伴い、一般来館児童のみの利用となった第四・第五における児童館活動について、小学生から高校生までが利用しやすい児童館となるような事業内容の検討と環境整備が必要である。なお、平成30年度から新たに第六児童館においても同様に一般来館児童のみの利用となるため、併せて検討が必要である。</p>	<p>引き続き、多世代交流を実施していく。</p>	○
④ 児童遊園の利活用の推進	地域の児童遊園を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、その管理については、地域と連携し、清掃等の環境整備に努めます。					<p>児童遊園を定期的・随時に巡回しながら、適切な施設の維持管理に努めた。</p> <p>便所清掃については、地元区等との委託により実施するとともに、日常的な維持管理は地元区で行っている。</p> <p>地域の子どもたちが利用しやすいように野寄町の児童遊園を拡張した。</p>		特になし。	<p>ボールの飛び出しなど近隣の住宅への影響を及ぼさない対策やトイレの利用のマナーについて、今後も巡回や掲示板を通じて改善を図っていく。</p>	◎
(4) 家庭への支援	子育て支援講習会受講者数	844人(H26)	759人	608人	900人				◎	
	ひとり親家庭年間相談件数	265件(H26)	168件	158件	320件					
① 家庭の育児力・教育力の向上	夫婦が共に育児に関わるように、保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや育児体験発表会、親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、子育て・親育ち事業の推進等により、妊娠や育児、親の役割などの知識の普及に努めていきます。					<p>子育て支援センターでは家庭での育児力・教育力の向上のため、パパ・ママ講座や栄養士・保健師による講座など子育てに関する講座を実施している。中でも乳児のベビーマッサージは需要が高く、毎月実施している。</p>		<p>夫婦が共に育児に関わるようニーズの変化にあわせて行事や講座などを見直す必要がある。</p>	<p>今後もニーズに合わせた様々な講座を実施し、家庭での育児力の向上に努めていく。</p>	○
② 児童虐待の未然防止・早期発見	家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努め					<p>生後4か月までの乳児の全戸訪問を民生委員・児童委員で実施し、育児相談や虐待の有無の確認を実施している。平成28年度からは健康課の保健師が、毎月開催している</p>		<p>赤ちゃん訪問を拒否する世帯も少なく、出生した世帯への訪問は概ねできているが、訪問拒否世帯をなくすための取り組み</p>	<p>今後も広報紙等で事業の周知に努める。赤ちゃん訪問委員会を通して、</p>	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	ます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業を推進し、地域ぐるみの見守りを強化します。					赤ちゃん訪問委員会に参加したことにより、母子保健などに関することを聞くことができ、地域に関わる民生委員・児童委員と情報共有し、連携に努めることができた。また、訪問時にいわくら子育て情報誌を配布し、乳幼児を子育て中の親子の交流ができる事業等の情報を提供しながら、地域の見守りによる育児家庭の孤立化の防止と育児への負担軽減を図っている。		が必要である。	民生委員・児童委員の知識の向上に努める。	
③ ひとり親家庭の支援の充実	父子家庭を含むひとり親家庭の自立の促進を図るため、就労相談や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業を通して、きめの細かい支援を実施します。					ひとり親家庭の自立促進を図るため、母子・父子自立支援員を配置し、それぞれの状況を聞き取り、窓口での相談やパンフレット等を使用して就労相談や貸付制度の紹介などを行い、その状況に合ったきめ細やかな支援を実施している。 犬山公共職業安定所と連携し、ハローワーク出張相談窓口を開設した。 自立支援給付金の制度を活用し、ひとり親家庭の親に就業に結び付く資格の取得の促進を図った。		ひとり親家庭の生活様式の多様化や、取り巻く環境の複雑化により一律の支援ではなく、きめ細やかな支援を行っていく必要がある。	引き続き、ひとり親家庭の親に対し、就業相談や就業に結びつくための資格取得等を促し、自立を支援していく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	福祉課					
基本施策	3 障害者（児）福祉	総合計画書記載ページ	P53-56	氏名	富 邦也						
施策がめざす 将来の姿	●障害のある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、安心して生活しています。	基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に障害福祉サービスを提供する事業所も増えつつあり、住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる環境が整いつつあるが、グループホーム、ショートステイといった不足するサービスもあることから、今後も事業所への働きかけを行いながらサービス提供基盤の充実を図っていく必要がある。</li> <li>・障がいのある子どもの支援方法の情報をまとめ、支援する人同士をつなげるツールである岩倉市サポートブックを活用し、障害福祉サービスにおける情報提供や関係機関の連携強化につながっている。</li> <li>・障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくる障害者差別解消法の趣旨を、広く市民に周知した。</li> <li>・平成29年度に新たな制度に対応した障がい者福祉に関する基本的な施策の方向性を示した「岩倉市障がい者計画（第5期）」と「障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1期）」を計画期間に合わせて一体的に策定した。</li> <li>・判断能力が不十分な人であっても安心して暮らし続ける地域づくりを目指して、尾張北部地域の2市2町（小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町）で尾張北部権利擁護支援センターの設置に向けて協定を結んだ。</li> </ul>								
	●障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で暮らしています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値					目標値	算出根拠	
			年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	
	生活・自立支援など障害者（児）福祉に満足している市民の割合	%	H25	76.8	76.8	-	-	85.2	83.0	80.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 障害者への地域生活支援	グループホームの入所者数	13人(H26)	13人	15人	16人				○	
① 相談支援体制の充実	身体・知的・精神それぞれの障害の相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。					<p>サービス等利用計画書の作成については、市内の2か所の計画相談支援事業所との連携により行い、個人個人に応じた福祉サービスの提供につながった。</p> <p>地域自立支援協議会において困難事例の課題、解決策などについて協議を行い、障害福祉サービス事業所をはじめ関係機関と連携した支援ができた。</p> <p>相談支援体制充実のため実施している相談員については、平成29年度からは、精神障がい者手帳の増加や相談実人数の増加が今後も見込まれることから障がい者相談員を嘱託職員2人体制に強化した。</p>		<p>一般相談ができる民間の相談支援事業所は開設されておらず、今後も市内事業所に働きかけを行いながら、相談支援業務の委託を検討する必要がある。</p> <p>また、基幹相談支援センターの設置についても、引き続き検討する必要がある。</p>	<p>引き続き、市内事業所に働きかけを行いながら、相談支援業務の委託を検討していく。</p>	○
② 福祉サービスの充実と関係者の連携	障害者が安心して地域での生活を送ることができるよう、障害者計画等の見直しを行い、障害福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障害者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障害者の支援を充実します。					<p>サポートブックを活用し、適切な障害福祉サービスの提供や関係機関の連携強化を図った。</p> <p>第4期障害者計画及び障害福祉計画の進捗状況を地域自立支援協議会で確認等しながら、障害福祉サービスの充実を図った。</p> <p>また、岩倉市障害者計画推進委員会を設置し、地域自立支援協議会で意見をお聞きし、第5期障がい者計画及び第5期障がい福祉計画の策定を行った。</p> <p>平成29年度より3市2町による手話通訳奉仕員養成講座を実施した。手話を始め、各種養成講座の開催により、様々なボランティアが増えており、障がい者が社会参加しやすい環境は広がっている。</p>		<p>個別事例など具体的な検討を行うために保健所、病院、社会福祉協議会など関係機関との連携を図り部会の設置を検討する必要がある。</p> <p>国指針による「地域生活支援拠点」「児童発達支援センター」等を32年度までに設置する必要がある。</p>	<p>「地域生活支援拠点」「児童発達支援センター」の検討が必要なため、市内の事業所に働きかけを行っている。</p>	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(2) 障害者の社会参加促進	障害者のスポーツ・文化行事への参加者数	651人(H26)	641人	773人	700人				○	
① 就労の支援	ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障害者雇用に対する理解促進に努めます。					障害者就業・生活支援センター等と連携した相談支援により、一般就労を希望する障がい者への就労移行支援や、一般の事業所で働くことが困難な人には、市内の就労継続支援事業所（A型・B型）、生活介護事業所といった本人に適した仕事の場所を紹介する支援を行った。 障がい者雇用に対する働く場の充実を図るための商工会通信への記事掲載について商工会に働きかけ、事業者に通知した。		障がい者雇用に対する働く場の充実を図り、障がい者の雇用率を高めていく必要がある。	関係機関へ働きかけて、障がい者雇用に対する理解・啓発を進める。	○
② スポーツ・文化活動等への参加促進	障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障害者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。					社会福祉協議会が主催するスポーツフェスティバルや障がい者スポーツ教室への協力、PRのほか、愛知県障がい者スポーツ大会などへの参加を支援した。また、スポーツや文化活動に手話通訳や要約筆記を設置し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境の整備を図った。 北尾張地区身体障害者福祉協会のグラウンドゴルフ大会への協力を行った。 いわくら・ユニバーサルデザイン協会主催の車いす体験テニスの周知等を行った。		スポーツや文化活動等、障がい者が社会参加しやすい事業の充実を図りながら、社会参加事業への情報提供の方法も検討する必要がある。	社会福祉協議会や障がい者団体との連携を図り、参加促進に努める。	○
③ 人にやさしい移動環境の整備	「交通対策」の再掲（P134）									
(3) 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実	障害者支援に関するボランティア登録者数	92人(H26)	94人	92人	120人				○	
① 福祉教育の充実	「地域福祉」の再掲（P59）									
② 地域での障害者に対する理解促進	障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障害者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障害者への理解を促進します。					市主催の主要事業に手話通訳や要約筆記を設置し、聴覚障がい者の社会参加（情報保障）と地域住民の障がい者に対する理解促進に努めた。 広報紙へ障がい者週間についての掲載を行ったり、市民ふれ愛まつりの福祉フェスティバルなどで、障がい者に対する理解、啓発を行った。 人権研修会で障がい者配慮についての映画上映と講演会を行い、障がい者への理解とサポート促進を行った。		思いやりとやさしさを育む福祉教育は、将来にわたって障害に対する理解を深める重要な要素であり、充実が必要である。	障がい者が市行事、地域の行事等に参加しやすい環境形成に向け理解促進に努める。	○
③ 障害者の権利擁護・虐待防止	障害者の権利や財産を守るため、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障害者への虐待を防止するため、家族のストレス緩和のための支援の充実を図るとともに、障害者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。					障がい者の尊厳を守るため、広報紙のほか、地域自立支援協議会運営会議で障害福祉サービス事業所に対し周知するなどの啓発を行った。 障害者差別解消法への周知を広報紙及び民生委員・児童委員協議会や障がい者団体等に行った。 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員向け対応要領の研修会を行った。 判断能力が不十分な人であっても安心して暮らし続ける地域づくりを目指して、専門職員による相談や後見受任ができる権利擁護支援に特化した専門機関である尾張北部権利擁護支援センターの設置に向けて環境を整えた。		虐待の防止、早期発見、対応のため、関係機関と連携していくネットワーク構築について検討する必要がある。 虐待の通報窓口として24時間対応ができるよう、体制整備についての検討が必要である。 権利擁護支援センターの市民への周知について検討する必要がある。	関係機関との連携により権利擁護、虐待対応のネットワーク整備を検討していく。	○
④ ボランティア活動の充実	障害者の日常生活や社会参加への支援が身近に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、手話や要約筆記の講座など通し、障害者を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障害者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。					社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座への協力、音訳サークル、点字サークルとの意見交換を実施し、障がい者支援の充実、ボランティアの育成、活動支援ができた。 平成29年度に支援が必要な障がい者とボランティアをコーディネートする機能の充実を図る取組みとして、ボランティアサークル音訳の会あめんぼと点字の会くすのきと社会福祉協議会の協力の下、視覚障がい者の方の社会参加を促すための「視覚障害者のつどい」を実施した。大変好評だったため、引き続き、点字・音訳ボランティアのサポートの下、毎月第1日曜日に「ライトサロン」として活動している。		支援が必要な障がい者とボランティアをコーディネートする機能の充実を図る取組を引き続き検討する必要がある。	社会福祉協議会と連携して、障がい者を支援するボランティアの育成に取り組む。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
<b>(4) 障害児支援の充実</b>									
①子どもの障害の早期発見と早期対応	乳幼児健康診査などを通して乳幼児の障害の早期発見に努めます。また、早期対応を図るため、専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、あゆみの家を中心とした療育体制の充実を図ります。				乳幼児健康診査の受診結果に応じて、医療機関への受診勧奨や健診事後指導教室への参加を勧め、障害の早期発見、早期療育に努めた。 事後指導教室は、年齢に応じて適切な時期に支援することができている。 あゆみ教室の保育士と保健センターの保健師、作業療法士が健診や療育等の場を共有する体制をとり、それぞれの専門的視点から支援方法を検討し評価することで、よりよい支援につなげた。		あゆみの家の療育について、申込者数の状況によっては支援を受けられない場合があるので、運営の方法等を研究する必要がある。	引き続き、療育が受けられる体制を整備していく。	○
② 継続した相談支援体制の確立	障害のある子どもと親が、その障害の程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、サポートブックの活用など保育園や学校等の関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めます。				岩倉市サポートブックを活用し、障害福祉サービスにおける情報提供や関係機関の連携強化に努めた。 あゆみの家の支援を終了し、保育園や幼稚園に入園した児童に作業療法士や保健師が面接し、保護者や保育士への指導・支援を継続して実施した。保育園の入園や入学にあたり、保護者の同意を得たうえで関係者に必要な情報提供を行った。保育園、幼稚園、児童館、小・中学校では巡回相談を実施し継続支援した。		保育園、幼稚園、小・中学校、児童館の巡回相談において、継続支援していくための連携体制が明確になっていない。	保育園、幼稚園、小・中学校、児童館、サービス事業者を含めた継続的な支援体制を検討していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	福祉課					
基本施策	4 地域福祉	総合計画書記載ページ	P57-60	氏名	富 邦也						
施策がめざす将来の姿	●住民同士のつながりが深まり、互いに支え合い、困った時には助け合えるようなまちになっています。	基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	・地域福祉計画を推進するなかで、福祉意識の醸成や地域福祉活動は着実に進んでおり、安心して生活できる環境づくりが図られている。 ・避難行動要支援者名簿、災害時要配慮者支援体制マニュアルを作成及び福祉避難所を設置し、災害時の支援体制づくりに努めた。 ・小学校区を単位に地域のつながりの強化を目指し、平成28年度、29年度の2か年計画で第2期地域福祉計画を策定した。								
目標値	基本成果指標	単位	基準値		現状値					目標値	算出根拠
			年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	
	市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	%	H25	78.8	78.8	-	-	84.8	84.3	80.0	
	ひとり暮らしや心身に障害がある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	%	H26	48.2	-	48.2	-	50.3	48.2	60.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 地域福祉計画の推進及び次期計画の策定	地域福祉計画策定	H24 第1期策定済 (H26)	未策定	第2期策定済	第2期策定				◎
① 地域福祉計画の推進及び次期計画の策定	地域福祉を総合的に推進するため、市民や地域福祉に関わる専門職、ボランティア団体、社会福祉協議会と協働し連携して、地域福祉計画の具体的な施策を推進します。また、多様化・個別化した地域福祉課題に対応するため、次期計画では地域性を考慮した計画作りを目指します。					市民計画の推進では、市民が中心となり、4つの分野、26の項目を掲げ、地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきた。また、いわくらあんしんねっと構築では、各専門職が集まる部会や、顔の見える連携交流会を開催した。 平成28年度に実施した市民アンケート調査と小学校区を単位とした地区懇談会によって集約・分析した地域の課題の抽出を行った。 平成29年度に第2期地域福祉計画を策定した。	第2期地域福祉計画推進に向けて、各小学校区ごとの推進メンバーと地域の方々の協力をどのようにして進めていくか検討が必要。	各小学校区で取り組む具体的な内容を市民とともに進めていく。	◎
(2) 市民の福祉意識の醸成	福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	1,337人(H26)	1,459人	1,038人	1,500人				○
① 地域福祉意識の醸成	地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。					1年間の活動を振り返る地域福祉推進フォーラムを開催し、地域福祉に関するまちづくりを検討するなど一緒に参加しやすい土壌を醸成することができた。 第2期地域福祉計画策定について、小学校区を単位に地域のつながりの強化を目指し、地区懇談会を実施した。	地域福祉計画の活動について、情報発信の強化や声かけなどを進め、携わる市民を増やすことが必要である。	地域の福祉課題を身近な課題として認識してもらえるよう情報発信や声かけをしていく。	○
② 福祉教育の充実	高齢者や障害者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座や認知症サポーター養成講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。					社会福祉協議会と連携して、市内全小中学校で年1回手話や車いすなどの福祉実践教室を開催したのをはじめ、中学生向けに青少年等ボランティア体験学習の実施や、子どもから大人までを対象とした認知症サポーター養成講座等を定期的に開催したことで、幅広い世代へ福祉教育を推進することができた。	講座終了後に、様々な場面で高齢者や障がい者などに関わる機会や実践につながるような取組が必要である。	継続して講座を開催していくとともに、受講者数を増やすため、新しい講座を開催していく。	○
(3) 地域福祉活動の充実・支援	社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会員数	1,576人(H26)	5,015人	4,923人	1,600人				○
	ボランティア養成講座受講者数	26人(H26)	58人	49人	65人				
① 社会福祉協議会の機能強化	社会福祉協議会が地域福祉の中心的な役割を果たせるように、人材の育成や組織の充実など活動を進めるための支援を行います。					地域福祉計画の推進や第2期地域福祉計画の策定を通して、市民とともに協働で地域課題の解決に取り組んだ。社会福祉協議会の職員が積極的に研修へ参加するなど人材育成が図られた。	地域福祉のニーズに合わせて、社会福祉協議会に求められる機能の検討が必要である。	市に派遣して、人材の育成が必要である。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
② 地域福祉の担い手の育成	地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会と一体となって支援します。					手話、音訳、要約筆記などのボランティア養成講座を開催したほか、地域福祉計画の推進を通して、福祉活動に参加する担い手を育成した。		福祉活動に参加する人材を継続して増やしていく必要がある。また、第1期のメンバーを通して、地域福祉計画の人材育成も必要である。	地域福祉のニーズは多様化しており、引き続き人材育成や組織の充実を図っていく。	○
③ 地域コミュニティを担う団体への支援	地域コミュニティの中心的役割を果たす行政区等や民生委員・児童委員協議会の育成と活動支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブをはじめ、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。					民生委員・児童委員協議会（福祉課社会福祉G）や老人クラブ（長寿介護課）などの会議や活動に参加して地域福祉活動の支援を行った。		各種団体の地域での支援のあり方を検討していく必要がある。	各種団体と地域住民の関係性を強めていけるよう支援を行う。	○
(4) 安心して地域で生活できる環境づくり	まちの縁側の数	7か所 (H26)	9か所	13	15か所					○
	福祉避難所数	2か所 (H26)	8か所	9	4か所					
① 支え合いのネットワークづくり	支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会を中心として、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。					福祉・保健・医療・介護の専門職が定期的にいわくらあんしんネットワークづくりに取り組んだ会議を開催し情報共有し、ネットワークづくりに努めた。		専門職間だけでなく、地域福祉協力者団体や地縁組織を含め、より重層的にネットワークづくりを進める必要がある。	様々な関係者と情報共有しながらネットワークづくりを進めていく。	○
② 地域における見守り・支援体制づくり	「高齢者福祉・介護保険」の再掲 (P46)									
③ 地域福祉活動拠点の充実	地区の公会堂などを地域福祉活動の拠点として位置付け、活用を図ります。また、まちの縁側づくり事業を推進し、地域住民が気軽に集える場づくりに努めます。					地域福祉計画を推進するなかで、継続的に居場所の魅力発信を行い、気軽に集える居場所づくりの機運を高めることができた。 また、市内にあるサロンの担い手に集まってもらい交流会を開催し、情報共有を行った。		第2期地域福祉計画では、小学校区をベースに居場所づくりを進める必要がある。	地域福祉活動の拠点をどこに置くか、地域住民や社会福祉協議会との協働で進めていく。	○
④ 災害時要配慮者の支援体制づくり	災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするための体制づくりを進めます。また、災害時要配慮者が適切な避難生活を送れるようにするため、地域の社会福祉施設が福祉避難所として活用できるように努めます。					災害発生時に自ら避難することが困難な人の情報を集め、避難行動要支援者名簿を作成した。また災害のない平常時から災害に備えるために、個人情報の提供に同意した人たちの個別避難支援計画を自主防災会、民生委員等の協力を得て作成している。 平成29年には、障害者施設の社会福祉法人と協定を結び、福祉避難所として指定した。		同意拒否や返事がない人への働きかけを検討するほか、実際の災害を想定した名簿の活用による訓練が必要である。	救護活動が円滑に行われるように行政・地域の体制づくりを進めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち			節	第3節 社会保障					責任者	所属	市民窓口課
基本施策	1 福祉医療			総合計画書記載ページ	P61-62						氏名	近藤 玲子
施策がめざす将来の姿	●高齢者や障害のある人、子どもや母子・父子家庭等の人たちが、安心して医療を受けることができ、健康に暮らしています。			基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・子ども医療は、市単独事業に対する市財政への負担が大きく、都道府県や市町村間で格差があるため、全国一律の制度として実施されるよう市長会等を通じ国へ要望を行った。 ・引き続き広報紙やホームページで福祉医療制度の周知を図るとともに、関係部署と連携し、制度の適正な運用に努めた。							
目標値	基本成果指標		単位		基準値		現状値				目標値	算出根拠
	子ども、障害者等の医療費の助成に満足している市民の割合		%	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	
				H25	74.6	74.6	-	-	83.1	79.9	72.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 福祉医療費助成制度の充実										◎
① 福祉医療費助成制度の充実	近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、福祉医療費制度の充実に努めます。また、制度の充実について国・県に要望します。					子ども医療費助成制度については、子育て家庭の経済的負担軽減のため、中学校3年生までを対象として、医療費の保険診療のうち自己負担分を助成している。 子ども医療は、都道府県や市町村間で格差がないよう全国一律の制度として実施されるよう、市長会等を通じ国へ要望を行った。		子ども医療費助成制度は、市単独事業に対する市財政への負担が大きいため、国の制度として実施されるよう、市長会等を通じ引き続き国へ要望する必要がある。	市単独事業で実施している医療費助成制度を維持していく。 子ども医療費助成制度が国の制度として実施されるよう、引き続き市長会等を通じ国へ要望する。	◎
(2) 福祉医療費助成制度の周知と適正化										◎
① 福祉医療費助成制度の周知と適正化	支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にし、対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めます。また、福祉医療費助成制度を維持していくため、制度の適正な運用に努めます。					広報紙（年2回）、ホームページへの掲載により、福祉医療制度の周知に努めた。また、関係部署と連携を密にとり、対象者を把握し、未申請者の発生を防ぐよう努めた。		未申請者の発生を防ぐため、引き続き関係部署と連携を密にし、対象者の正確な把握に努めるとともに、福祉医療制度の周知を図ることが必要である。	引き続き対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努め、制度の適正な運用について県内市町村の動向を把握し、必要に応じ検討する。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち				節	第3節 社会保障					責任者	所属	福祉課
基本施策	2 低所得者の生活支援				総合計画書記載ページ	P63-64						氏名	富 邦也
施策がめざす将来の姿	●生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、だれもが健康で文化的な生活を送っています。				基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	・生活に困窮された方への相談は、生活自立支援相談室において、他関係機関とも連携を取りながら円滑に対応及び支援ができています。特に、失業され住居を失う恐れのある方へ住居確保給付金を支給し、安心して就労活動を行うことができ、就労につながっている。また、家計管理能力を高めるため、家計相談支援事業を実施し、一緒に家計に関する将来の見通しを考えながらやりくりすることで、根源的な課題の解決に取り組んだ。 ・被保護者に対しては、家庭訪問などを通じて生活状況を確認し、必要に応じた支援を行うとともに、扶養義務調査及び資産調査により保護要件の確認を行い適正な生活保護の実施に努めている。							
目標値	基本成果指標			単位		基準値		現状値				目標値	算出根拠
	就労による自立世帯数			世帯	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	
					H26	2	5	2	12	11	10	10	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 自立支援の充実	生活保護受給者のうち就労者数	12人(H26)	23人	12人	15人				◎	
① 相談体制の充実	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業で設置した生活自立支援相談室を活用し、生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう相談体制の充実に努めます。また、相談者に応じた支援方法等の適切なアドバイスができるように、主任相談支援員、ケースワーカーの資質向上を図ります。					積極的に研修会等に参加することでケースワーカーの資質向上を図り、様々な社会保障の手続きなどの知識を深め被保護者の立場に立った支援を行うとともに、生活に困窮した相談者に応じた適切なアドバイスや被保護者の複雑な状況にも対応できるよう努めている。 平成27年度から始まった生活自立支援相談室の相談業務は、生活困窮から障害や病気のことなど多岐にわたることが多く、支援調整会議で情報を共有した。 平成29年度から家計相談支援事業を実施し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題の解決に取り組んだ。 住居確保給付金の支給により、失業中に住居の確保ができ、就労のための活動を支援し、就労につなげることができている。		生活困窮により一時的に食料支援が必要な相談者への対応が課題となっている。	平成30年度からフードバンクを利用し、食料の提供を行いながら、生活困窮者自立支援の充実に努める。	◎
② 自立した生活に向けた支援	被保護者が自立した生活を送ることができるよう、ケースワーカーによる家庭訪問等により、被保護世帯の状況を把握し、適切な支援に努めます。また、ハローワークと密接な連携をとり、就労支援員を中心とした就労支援プログラムによる就労支援に取り組みます。					ケースワーカーは家庭訪問や面談等により被保護者の状況を把握し問題があればケース検討会議等により、被保護者の対応を複数の職員で検討把握し、適切に支援している。 就労により安定した生活を営むことを目標とし、就労支援員とケースワーカーが連携し就労支援に取り組んでいる。		就労支援に向けて、ハローワーク等関係機関との情報共有と連携をする必要がある。	ケースワーカー、就労支援員がハローワーク等関係機関と連携を取り、個々に合ったよりきめ細かい就労支援を継続して行う。	◎
(2) 適切な保護の実施									◎	
① 保護世帯の的確な把握	生活困窮者への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。					生活自立支援相談室、ハローワーク、地域包括支援センター等の関係機関との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯や生活に困窮している世帯の把握に努めている。		必要に応じてケース検討会議を開催するなど情報の共有が必要である。 生活自立支援相談室や関係部署、関係機関と連携し、実態を把握する必要がある。	地域の民生委員・児童委員や関係機関から情報を得ながら生活自立支援相談室や関係部署、関係機関と連携を取り実態把握を行う。	◎
② 的確・迅速な生活保護の実施	生活保護の申請者には、複数の職員が面接して問題点を的確に把握し、査察指導員、ケースワーカーによるケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めます。また、生活保護期間内においても、必要な調査により保護要件の確認を行います。					受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めており、生活保護受給期間内においても扶養義務調査や資産調査等により保護要件の確認を定期的に行うなど適正な受給に努めている。		引き続き、複数の職員が面接して問題点を的確に把握し、ケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めます。	迅速な処遇決定を行うとともに、不正受給がないよう各種調査を行う。 ケース検討会議等で情	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						平成29年度末保護率 0.75%		報共有し共通認識を持ち適切な対応を行う。	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	市民窓口課					
基本施策	3 公的医療保険・年金	総合計画書記載ページ	P65-66	氏名	近藤 玲子						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安定した医療保険制度の下で、安心して医療を受けられるまちになっています。</li> <li>●老後も健康で安心して暮らせるまちになっています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の健康保持増進については、特定健康診査を実施し、人間ドック費用助成事業は対象医療機関を1か所増加し、受診しやすい環境を整えた。また、特定健康診査の5年連続未受診者への受診勧奨や健康相談員による医療機関への受診勧奨など、引き続き保健事業の充実に努めた。</li> <li>・保健事業の計画的な推進を図るため、第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画及び第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定した。</li> <li>・国民健康保険税の徴収については、現年度対策として、催告書等で連絡のない者への徴収員による個別訪問を行うとともに、差押えの執行を行うなど収納率向上に努めた。</li> <li>・国民年金制度については、市民が正しく理解し、安心して老後の生活を送ることができるように、年金相談を実施するとともに、広報紙等の活用や成人式でのリーフレットの配布等により制度の啓発に努めた。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値					目標値	算出根拠	
			年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 公的医療保険制度の適正な運用	特定健康診査受診率	41.7%(H26)	41.8%	40.8%	60.0%					○	
	国民健康保険税収納率	90.7%(H26)	91.6%	92.0%	91.5%						
① 生活習慣病の予防	市民が健康に生活できるよう、特定健康診査の受診を促進します。また、受診結果により特定保健指導の対象となった人に対しては、その受診を勧奨し、生活習慣病の予防に努めます。					<p>人間ドック費用助成事業の対象医療機関を平成29年度から1か所増やし、受診しやすい環境を整えた。</p> <p>特定健康診査の5年連続未受診者に対し、申込書を同封するなど工夫を加えた個別通知を行い、受診勧奨を図った。</p> <p>特定健康診査の後半の実施時期に受診した者のうち特定保健指導の対象者に対し、受診結果を郵送ではなく市役所または保健センターで受け取る方式に変え、受取時に健康相談員や保健師による保健指導を実施し、特定保健指導の受診率向上に努めた。また、健康相談員による医療機関への受診勧奨を引き続き実施し、保健事業の充実に努めた。</p> <p>保健事業の計画的な推進を図るため、第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画及び第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定した。</p>		生活習慣病予防のために、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上を図る必要がある。	第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画における、計画目標の達成に向けて、事業の実施及び実施状況の評価・検証を行う。	また、健康課と連携し、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上を図る。	○
② 医療費の適正化	公的医療保険制度を健全に維持するため、年間を通して医療費通知をするとともに、重複、多受診世帯に対する適正受診の指導やジェネリック医薬品の周知と利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。					<p>医療費の適正化を図るため、医療費通知（年6回）、後発医薬品差額通知（年4回）を実施した。</p> <p>国民健康保険加入時に被保険者にジェネリック医薬品希望シールを貼付したケースを配付し、利用促進に努めた。また、ジェネリック医薬品について広報紙やホームページに記事を掲載し、周知に努めた。</p> <p>柔整・マッサージ等の適正受診を図るため、多受診者に対し実態調査を行い、医療費の適正化に努めた。</p>		医療費適正化については、個別通知や広報紙、ホームページで引き続き周知に努める必要がある。	医療費の適正化のため、引き続き実態調査を行うとともに、適正受診を促す周知に努める。	引き続き、ジェネリック医薬品の利用促進に努める。	○
③ 収納率の向上	公的医療保険制度を健全に維持するため、コンビニエンスストアでの収納や口座振替など納付しやすい制度の周知や徴収体制の充実強化を図るとともに、短期被保険者証等の発行により面談の機会を増やすなどして、収納率の向上に努めます。					<p>毎月第3日曜日に休日納付窓口を設け納税機会の拡大を図るとともに、外国人滞納者には、ポルトガル語を話すことができる通訳を配置し、徴収体制を強化した。</p> <p>平成29年度の納税通知書の封筒にイラストを掲載し、</p>		納税環境を整えるため、新たな収納方法について、費用対効果を考慮し、導入の検討を行う必要がある。	収納率の向上に向けて、引き続き取り組む。	口座振替による納税者を増やす。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
					<p>口座振替受付サービスの利用促進に努めた。</p> <p>滞納者に対し、地区ごとに担当職員を割り当て、徹底した財産調査を行い、催告書等で連絡がない者や約束不履行の者に対し、財産の差押えを276件行った。</p> <p>現年度対策として、高額滞納者に対し徴収員による個別訪問を行うとともに、財産調査業務を実施し、現年度の差押えを執行するなど、収納率の向上に努めた。</p> <p>滞納者の自宅等の搜索を平成29年度は3回実施し、搜索で差押えたバイクをインターネットオークションに出品して換価を行い、滞納税へ充てた。</p>				
(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発								○	
① 公的医療保険・年金制度の周知・啓発	公的医療保険制度・年金制度への市民の理解を深めるとともに、適切な制度加入等ができるように、広報紙・ホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより制度の周知に努めます。				公的医療保険制度や年金制度の啓発記事を広報紙やホームページへ掲載し、積極的な周知に努めた。制度をよりわかりやすくするため、リーフレット等の改善に努めた。成人式での啓発活動として、公的医療保険制度や年金制度の理解や関心を高めるため、リーフレットを配布した。		市民が理解しやすい制度の周知・啓発に努める必要がある。	引き続き、制度のわかりやすい周知に努める。	○
(3) 国や県への要望								○	
① 公的医療保険制度に関する要望	国民健康保険制度への国の財政支援の拡充と広域化により市町村が担う事務の平準化、効率化等が促進されるよう国に要望していきます。				<p>県・市懇談会を通じ県に対して、市町村間の公平性が担保された国保事業費納付金等が提示されることを要望した。</p> <p>また、市長会を通じ国に対して、広域化に伴う財政的な変動により、加入者へ急激な負担が生じないよう要望した。</p>		市町村が担う事務の平準化、効率化等については、これまで各保険者が実施してきた状況が様々であるため、課題が多い。	国の財政支援の拡充及び広域化による市町村が担う事務の平準化や効率化等が促進されるよう要望していく。	○
② 年金相談の要望	年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金出張相談所の充実を日本年金機構に要望していきます。				隔月での年金出張相談が毎月実施となるよう、日本年金機構一宮年金事務所に要望した。		日本年金機構一宮年金事務所の体制として、毎月実施は困難であるということが示されている。	引き続き、年金出張相談の充実を日本年金機構一宮年金事務所に要望していく。	○